

大企業非正規申請受け付け開始

厚生労働省は二十六日、新型コロナウイルスの影響で仕事を休んだのに休業手当を受け取れない人を対象にした「休業支援金・給付金」について、大企業のパート・アルバイトら非正規労働者からの申請受け付けを始めた。ただ中小企業の働き手より利用期間が短く、条件も複雑になっており、中小と同じ扱いを求める声が出ている。

大企業で休業支援金の対象となるのは、あらかじめ勤務日が定まっているシフト制や日雇い、登録型派遣の雇用形態で働き、企業から休業手当を受け取

休業支援金条件 中小より厳しく

っていない人たちだ。二度目の緊急事態宣言が発令された今年一月八日以降の休業や時短勤務に対し、働き手の国への直接申請に基づき、日額上限一万二千円で平均賃金の八割を受け取れるようになる。昨年十一月七日以降に営業時間の短縮要請が出された十九道府県での休みも八割が補償される。

ただ、前回の緊急事態宣言が発令されていた期間を含む昨年四月～六月の休業については平均賃金の六割にとどめた。また七月～十二月分についても時短要請のあった十九地域以外の地域の人たちは対象外となる。

「条件付き」の大企業非正規への休業支援金

対象者=シフト制、日雇い、登録型派遣

4月 1日	賃金の6割
5月	
6月30日	
7月 1日	
8月	
9月	対象外 原則対象外。 だが11月7日以降、 時短要請が出た 地域は賃金の8割
10月	
11月	
12月	
1月 7日	
1月 8日	賃金の8割
2月	
3月	
4月30日	
7月31日	

申請は郵送か、厚労省のホームページからオンラインでできる。「この日は休業させた」と会社が認めることが前提だが、仮に会社が休業させた事実を認めない場合でも、休業前に月四日以上勤務が半年以上あることなどが確認できれば支給対象となる。申請期限は七月末。

(岸本拓也)